

ケア理容師養成研修事業

理容と介護を結ぶ“技術＋知識”

理容／全国

- ①事業主体 全国理容生活衛生同業組合連合会
- ②対象地域 全国
- ③実施開始年 平成15年

平成12年4月の介護保険制度導入以前から、「福祉理容」の形で個人や地域の理容組合の支部レベルが協力し、地方自治体による福祉事業の一環として、またボランティアとして出張理容などを行ってきた経緯が全国理容生活衛生同業組合連合会にはある。高齢者を社会全体で支える介護保険制度が始まったことは、理容の世界と高齢者や障害者の人たちとの間に新たな関係を築く機会をもたらした。その一つが「ケア理容師養成研修」である。

身だしなみを整えたり、清潔を保持したり、あるいは自分が住む地域との円滑なコミュニケーションをとるなどは、ごく当たり前のように思えるが、現実にはそれが難しい人々も存在する。新制度を創設した理由の一つには、地域の中で孤立しがちなそうした高齢者や障害をもつ人たちのQOL（Quality of Life＝生活の質）の向上を願う気持ちがこめられ、一般の人々へのサービスとなんら変わることなく、質の高い

サービスを提供したいという強い意思がある。

こうした試みが結実した背景には、厚生労働省により平成12年に創設された「介護予防・生活支援事業」（平成15年度からは「介護予防・地域支え合い事業」に名称変更）の中で「訪問理容・美容サービス」で培ったケア理容のノウハウが時の経過とともに次第に蓄積され、系統だってきたという点も見逃せない。

「ケア理容師養成研修」の目的は、訪問理容サービスや理容店舗で、高齢者や障害者の心身の状況や多様化するニーズに対応できるようなケア理容サービスを提供するため、介護に関する知識や技能を有する「ケア理容師」の養成にあり、全国理容生活衛生同業組合連合会と（社）シルバーサービス振興会が主催し、（財）全日本聾唖連盟、社会福祉法人日本盲人会連合の後援を得て、次第に定着の傾向をみせている。

研修受講対象者は、全国理容生活衛生同業組合連合会の組合員およびその家族・従業員である理容師で、現在は各都道府県の組合単位に、50人程度を1コースとして研修を行っている。

研修内容は、①通信教育（レポートを3回提出）と、②集合研修（8時間×1日）の2本立てだ。そして、①のレポート提出および通信教育確認テストに合格し、②の集合研修の全科目を受講した受講生に対して、全国理容生活衛生同業組合連合会と（社）シルバーサービス振興会より認定証と店舗表示用マークが交付される。

「この研修は、介護全般を学ぶというよりも、高齢者や障害者の方に理容サービスを提供す



ケア理容師®

（認定） 社団法人 シルバーサービス振興会
全国理容生活衛生同業組合連合会

『ケア理容師』の店舗表示用マーク。
このマークが安心と信頼を醸成する



真剣な面持ちで、緊急時の対応や病気について、またケア理容師としての心構えなど、必要な知識を熱心に学ぶ受講生

る上で必要とされる知識や技術を盛り込んだ理容師のためのオリジナル研修です。専用のテキストとともに、集合研修では実際に遭遇が予想される場面を想定して授業を行います。シャンプーやカットをする際、お客様の状態に合わせて適切な体位保持や声かけ、病気の知識などを修得し、寝たきりの人の髪をカットする際の首の角度の具合など、具体的な方法を盛り込んであります」。研修を行う(財)総合健康推進財団がケア理容師養成研修を行う際、意図するところだ。

こうした細やかな配慮が行き届いた研修が発足して以来、38組合4,068名（平成20年1月末現在）に及ぶ「ケア理容師」が誕生し、学んだ専門知識と技能を生かして、地域での中核となる働きをしている。研修を受けた経験を現場でどのように生かしているかについて、修了生は「研修を受けたことで、高齢者や障害者への意識が大きく変化した」「正しい知識を得たことにより、自信をもって対応できるようになった点は大きい」（ケア理容師養成研修受講者アンケート・集合研修実施時アンケート 2,356名回収）などの回答を寄せ、研修に参加した意義や意味が自信へと結びついている様子が見てとれる。

研修終了後、修了生は各自店舗にて理容の仕事に携わりながらケア理容師として活躍する

が、希望者は全国理容生活衛生同業組合連合会のホームページ上で住所・氏名が掲載され、ケア理容師としてPRされる。今後は高齢者や障害者等に対し「ケア理容師」をさらにPRし、修了生の活躍を応援することに努めていく。

むろん、この制度には課題もある。研修制度も5年目に入り、参加人数が次第に減少しつつあるという事実がある。というのも、研修は組合単位での実施のため、人数が足りなければ開催にまで至らないことがある。気がかりなのは、資格を取りたいという志を持ちながらも、なかなか研修に参加できない組合員がいるということであり、それら組合員へのフォローをいかに行うかということが、今後の課題となっている。そこで、今後は、研修会に参加したいと願っている人のモチベーションが低下しないように、希望する人ができるだけ受講できるような方法、例えば全国理容生活衛生同業組合連合会が自ら「ケア理容師養成研修」を行うなどの方法も検討すべき時期と考えている。

修了生の活躍を通して、「ケア理容師」は、彼らが仕事を行う場で、ゆっくりと確実に認知され、地域に溶け込んでいる。

「うちのおじいちゃん、脳梗塞のあと後遺症があるんですが、うかがっても大丈夫でしょうか」というお客様の要望に応じて、「どうぞ、いつでも大丈夫ですよ。ご気分の良い日にお越しください。お待ちしております」とにこやかに対応する理容師さんがいる街。そうした誰にとってもバリアのない、安心と信頼を届けられる店舗が全国各地にあることこそ、高齢者と社会を結ぶ場の提供を願って創設された制度の趣旨が着実に根付いている証しといえよう。

高齢者、寝たきり老人に対する福祉理容事業

全国的にも早い取り組み

理容／北海道

- ①事業主体 北海道理容生活衛生同業組合 札幌支部
- ②対象地域 札幌市内
- ③実施開始年 昭和54年

北海道理容生活衛生同業組合（23支部）では、65歳以上の寝たきりのお年寄りに対する訪問福祉理容を実施しており、なかでも札幌支部は昭和54年、札幌市の事業スタートとともに受託し、全国レベルでも先駆的な取り組みとして注目された。

北海道では65歳以上のお年寄りが占める高齢化率は20.9%と、全国的に見ても早い段階での超高齢化社会に突入の状況にある。札幌市では、こうした高齢のお年寄りたちに対する訪問福祉理容事業を昭和54年から始めており、現在の超高齢化社会を先取りした福祉事業として市民に浸透している。

利用の申請にあたっては、市内にある10か所の区役所の中の保健福祉センターが窓口として受け付けており、市内在住者で65歳以上の高齢者、あるいは60歳以上65歳未満で介護保険法に規定する「要介護者」と認定された方。また、

同程度の身体状況と認められる方。さらに、在宅の寝たきり高齢者という一定の資格要件を満たしている高齢者が対象となる。

審査の結果、該当者と認定されると、札幌市から本人宛に通知され、「訪問サービス券」が交付される。同時に受託する北海道理容生活衛生同業組合札幌支部宛に該当者名簿が通知される。支部では認定者の在住地域で営む組合員に電話を入れて、訪問福祉理容の依頼を受けるかどうか打診する。組合員が受ける場合には、認定者と直接連絡を取り合い、訪問日程や時間調整をしたうえで、訪問福祉理容を行っている。

札幌支部の現在の組合員数は737人で、平均年齢は58歳。組合組織率は40%という。「どちらかというとスタッフのいる理容店の参加者が多くなりますが、歴史のある訪問福祉理容ですから、熱心な組合員によって支えられています。利用者からの信頼度も高く、好評です」と話すのは札幌支部の事務局長経験が長い田中一男・北海道理容生活衛生同業組合事務局長である。

1人が年間に利用できる回数は4回。1回あたりの利用者負担額は2,000円（被生活保護者は無料）。これまでは470円であった負担額が、平成19年7月から2,000円に改定された。平成17年に国庫補助事業の対象外となり、市の単独事業として実施していたが、財政事情や福祉サービスとの整合性などから改定となった。

「札幌市としてもこの事業が将来、広がりを

札幌市
福祉訪問理容サービス
実施中

連絡先 TEL
札幌理容協同組合 TEL (615)8855

福祉訪問理容サービスの車が貼る駐車ステッカー

見せると予測される一方、カットや簡単な理髪が1,500円前後でできる店が登場していることもあり、現行の料金設定となったのでしょうか」と推測する田中事務局長。1回の料金設定が4,725円で、事務局手数料が105円、組合員に支払われるのが4,620円という。

訪問福祉理容に参加する組合員にとってはどうなのか、札幌支部の中川英雄営業対策担当理事はこう話す。

「店頭価格で総合調髪が3,600円前後ですから、それより高いですが、訪問理容のコストを考えると採算が合いません。しかし、なによりも訪問先のお年寄りに心から喜んでもらえた笑顔を見ますと、理容業としての社会貢献にも繋がりますから、やはり福祉理容という視点で組合員に頑張ってもらっております」

1人年間4回で、延べ1,200回実施しているが、利用者は300人。札幌市の高齢者が35万人から40万人といわれる中で、理容対象の高齢者は20万人余りと推定される。その中で300人の利用は決して高い数字ではないだろう。

「高齢者人口の増加に伴って訪問福祉理容の希望者はまだまだ増えると思います。裾野の広がりに十分応えられる福祉理容の先進都市の組合として、さらに高い意識で取り組んでいく」と札幌支部の中川営業対策担当理事は話している。

在宅高齢者福祉サービス事業

地域事情に合わせてサービス提供

理容／福島県

◇在宅高齢者福祉サービス事業

- ①事業主体 福島県理容生活衛生同業組合 西会津支部
- ②対象地域 西会津町
- ③実施開始年 昭和49年

◇在宅高齢者福祉サービス事業

- ①事業主体 福島県理容生活衛生同業組合 下郷支部
- ②対象地域 市区町村内、特定施設
- ③実施開始年 昭和58年

◆西会津支部の在宅高齢者福祉サービス事業

福島県の西北部にあり、新潟県と境を接する西会津町。人口の減少とともに高齢化に拍車がかかり、現在、町民約8,000人のうち65歳以上が40%を占めている。

早くから高齢化社会を迎えていた西会津町では、町と福島県理容生活衛生同業組合西会津支部が連携して、昭和49年10月に在宅高齢者福祉サービス事業を開始した。理容師が、寝たきりの高齢者や身体に重度の障害を持つ人を訪問する『在宅寝たきり老人散髪事業』である。当時は、まだ運転免許を持っている理容師が少なかったため、町が車を数台用意して利用者宅まで送迎した。

「組合員が交代で2か月に1回、支部長の所に集まり、訪問先の地区ごとに分かれて、毎回違う高齢者の家へ行きました。代金は町から支部へ、1年分まとめて支払われました」と現西会津支部長の多田修さん。この『在宅寝たきり

老人散髪事業』は、平成に入ってから続いた。

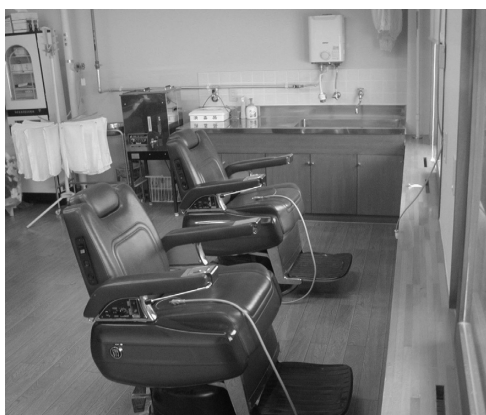
高齢化が進む中、同町では昭和63年に介護老人保健施設「憩の森」、平成4年に特別養護老人ホーム「さゆりの園」を開設。翌5年には「すべてにやさしい健康のまちにしあいづ」を町政の基本理念として「百歳への挑戦」をテーマに掲げ、保健・医療・福祉の連携を強化した「トータルケアの町づくり」をめざした。

これに伴って、在宅高齢者福祉サービス事業も大きく変わり、『在宅寝たきり老人散髪事業』は平成8年から『給付券制度』となった。

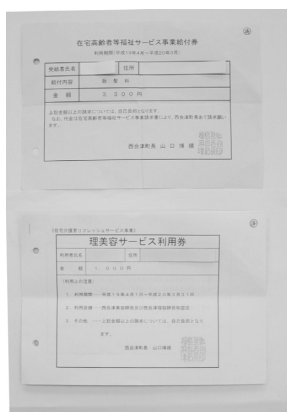
『給付券制度』は指名制の訪問理容で、町から在宅で介護されている高齢者に半年ごとに理容代金3,300円分の給付券を3枚支給する。理容サービスを利用する場合は、散髪を希望する理容師に直接連絡。依頼を受けた理容師が、それぞれ高齢者の自宅へ出向く。散髪を行った後、理容師は給付券を受け取り、「在宅高齢者等福祉サービス事業請求書」にその給付券を添えて町に請求。代金は、町から理容師本人に支払われるというシステムだ。

現在、給付券の利用者は15人ほど。多田支部長は、「元気な頃に行きつけだった理容室に頼む人が多いですね。寝たきりの方はベッドを起こして、それも困難で起きられない方は、寝たまま片側ずつカットします」と語る。

さらに、老人施設の入所者への理容サービスも行うようになり、同支部では、施設内に理容室を作ってくれるよう町に要望。平成11年6月、「さゆりの園」に理容いす3台を設置した



特別養護老人ホーム「さゆりの園」内の理容室



町が利用者に発行する給付券

理容室ができた。棟続きにある「憩の森」の入所者もこの理容室を利用し、組合の女性部16人が数人ずつ交代で毎週1回、出向いている。

女性部の多田邦子さんは、「1回3～4人カットします。“きれいになったね”と声をかけるとニコニコするんですよ」と話す一方、「理容いすに座れる人ばかりではないので、車いすに乗ったままの方をカットする時は、片膝をついたり中腰になったり、体に負担がかかる」とも。高齢地域では、サービスを提供する側も高齢化していくという課題を抱えている。

また同町では、平成6年から在宅で要介護高齢者を介護している方に週1回町の保養施設に送迎し、入浴と食事とマッサージのサービスを提供する『在宅介護者リフレッシュサービス事業』もスタート。山口博續町長の発案で、「介護されている高齢者本人には、いろいろなサービスがあるが、毎日世話をしていて一番大変な介護者には何もない。介護者がリフレッシュできるサービスを提供しよう」と始まった。

このリフレッシュサービスの中で、町から介護している家族に1枚1,000円分の「理美容サービス利用券」が半年ごとに3,000円分、1年で6,000円分、支給される。介護者が理容室や美容室を利用する際に現金と同じように使え、1枚ずつでも3枚まとめて使ってもいい。

現在30人ほどがサービスを利用しており、「その時だけは介護から解放される」「家から外

に出て理容師さんと会話するのが、いい気分転換になる」と好評だという。

◆下郷支部の在宅高齢者福祉サービス事業

こうした西会津支部の福祉サービス事業は行政と民間が一体となった活動の好例だが、同組合の下郷支部では町の社会福祉協議会と連携した活動に取り組んでいる。

人口約7,000人の下郷町は高齢化率35%で、西会津町と同様に“超高齢化社会”の町。昭和58年から下郷支部の組合員が、在宅寝たきり高齢者と特別養護老人ホーム「下郷ホーム」理容室に出向き、カット・顔そりを行ってきた。現在、在宅高齢者の場合は要介護3級以上の人を対象に4月・8月・12月の第1月曜日の年3回、「下郷ホーム」へは毎月最終月曜日に訪問している。

「支部の組合員が12人と少なく、定休日を利用して実施しています」と下郷支部長の我妻リツ子さん。社会福祉協議会が車で理容師を送迎し、料金は高齢者と社会福祉協議会がそれぞれ1,000円ずつ負担。1人2,000円と通常より低い料金で理容サービスを提供している。

平成7年には、こうした長年の活動が地域社会に貢献しているとして、福島県の福祉大会で表彰された。だが、我妻支部長は「高齢者に大変喜ばれているが、家族や本人によって対応がさまざま、無駄足になることもある」と、サービスを受ける側にも理解と協力を求めている。現在の定着した活動に至るまでには、数々の難問を乗り越え、支部員と行政の関係者の間で、常に話し合いを持ちながら共存共栄を図り支援してきた。今後も組合事業の一環として継続して行きたいと願っているという。

地域社会に密着した理容業は、高齢者福祉サービス事業に欠かせない存在だ。西会津支部・下郷支部ともに、今後も行政などとの連携、一体となった取り組みで、地域に根ざした理容サービスの提供が期待されている。

福島県理容生活衛生同業組合

電話 024・923・2016

福祉理容制度・T O K Y O ケア理容師認定制度

安全・安心な理容サービスを提供

理容／東京都

◇福祉理容制度

- ①実施主体 東京都理容生活衛生同業組合～支部（69 支部）
- ②対象地域 市区町村
- ③実施開始年 昭和 52 年

◇T O K Y O ケア理容師認定制度

- ①実施主体 東京都理容生活衛生同業組合
- ②対象地域 都内全域
- ③実施開始年 平成 17 年

東京都理容生活衛生同業組合にとって、高齢者へのサービスは切っても切り離せない事業のひとつである。現在は昭和52年にスタートした福祉理容制度と、平成17年にスタートしたTOKYOケア理容師認定制度の2つを柱にサービスを行っている。

これまで介護施設への理容師の派遣、在宅訪問などを行ってきており、理容業界において高齢者福祉の歴史は長い。同組合の飛田英雄理事長が「奉仕調髪という形で、私が幼い頃から高齢者へのサービス自体はあった」というように、理容業の社会的使命として、高齢者へのサービスは長年実行され、その伝統は受け継がれてきた。

◆福祉理容制度

市区町村から当該支部が委託を受けて行っている制度で、すでに30年の歴史がある。寝たきり老人、重度心身障害者などを対象とした出張など理容サービスを実施している。

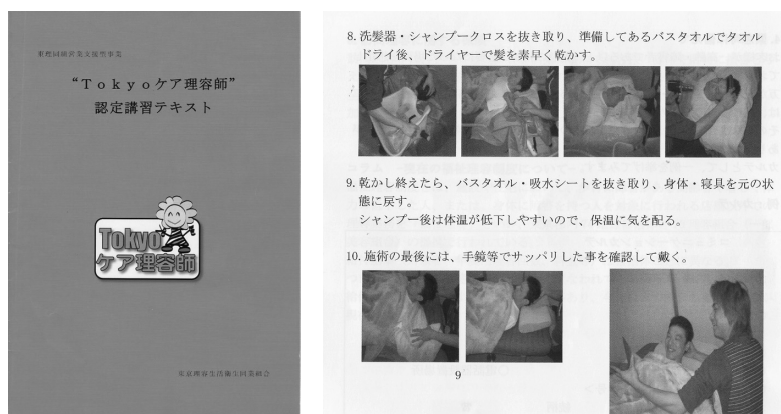
組合（支部）では行政からの委託を受けて奉仕活動を行っており、現在も同制度は継続して行っている。

◆TOKYOケア理容師認定制度

平成17年に「TOKYOケア理容師認定制度」ができた。その背景について飛田理事長は「介護保険法が制定されてから高齢者への理容師が行えるサービスは変化してきた。これまで福祉理容については、行政から委託されて行ってきた福祉理容制度があったが、不十分な面があった。ケア理容は我々が地域への貢献として、自発的に発信していくべきものだと感じた。法律が変わったことを機に、サロンで理容をした経験のない人が高齢者の理容に携わるようなケースもあったが、それでは責任面や安全面で非常に問題がある。従来とは別に、組合が『TOKYOケア理容師認定制度』を設立し、安全で安心なサービスを行っていくべきであろうと考えた」と語る。

高齢者が安心して満足してもらえる理容サービスを提供するため、東京都の各市町村や社会福祉協議会の理解を得て平成17年にスタートした。

まず介護のノウハウを習得したケア理容師を養成するため、講習会を開催している。年に34回行い、組合で認定講習テキストを作成し、希望する理容師に向けて合計6時間の講義を行う。テキストでは、「TOKYOケア理容師の意義」などのほか、実際のサービスを



東京都理容生活衛生同業組合が作成したテキストの表紙と内容の一部

行う際の予約の段取り、出張理容の案内の手順、事前連絡、出張における注意点などがくわしく書かれている。

とくにポイントとなっているのは、ケア理容を行う姿勢だ。「やっている」ではなく「やらせていただいている」という謙虚な気持ちで高齢者にやさしく接すること。コミュニケーションを取る際には、声掛け、相手に合わせて会話をする、健康者と同じように接すること、などを説いている。

一見当たり前のことのようにだが、実際に直接高齢者と接し、サービスを行う場合にはおろそかになりがちだ。コミュニケーションをしっかり交わすことにより、お客様の不安をやわらげ、ミスを最小限にすることができる。

飛田理事長は「モットーは安全・安心。そうすることでお客様への信頼と尊敬につながっていく」と話す。研修では実技を重視し、車いすのお客様への施術での注意点（腰を落とし、お客様の目線の高さに合わせる、車輪のブレーキ確認は必ず声かけをする、など）や、寝たきり高齢者への対応（介護用シートを利用する、など）、シェービング対策、ドライシャンプーの方法、寝たままシャンプーの方法なども研修する。そのほか新サービスとして爪切りなどネイルケア、フットネイルケアも行うための研修も行っている。現在、ネイルサロンが流行しているが、ネイルケアはもともと理容師の仕事の範疇である。同制度の研修では改めて高齢者に向けたサービスの一環に加えることにした。

研修を行う指導者も組合員のベテランで、これまで同制度の研修をすべて終了し、正式に認定を受けた組合の理容師は現在までに3,000人にのぼるという。認定を受けた理容師がいるサロンには「車イス対応サロン」と「訪問理容サービス」と書かれたステッカーを配布し、高齢



自身も理容師として長いキャリアを持つ飛田英雄理事長

者やその家族の目につきやすいように、店内の目立つところに貼ってもらうようにしている。認定者には認定証のほかに組合がIDカードを作成している。

組合ではホームページでPRすると同時に、各支部のホームページでもそれぞれ広報活動を行っているが、「行政から委託を受けている福祉理容制度も以前

前からあるため、利用者には色分けがわかりにくい部分がある。PRも徹底できているとはいえないのが課題だ。今回の制度だけに対して高齢者からの問い合わせというのも、とくにない」（飛田理事長）という。

ただ、組合立の理容学校で「介護理容」の授業があり、他の理容学校や各サロンを運営する理容師の間でも「介護理容」への関心が高まっていることは確か。「これまでの個人対応の時代から、組合、行政、高齢者の3者のパイプができた点は大きな成果として挙げられる」（飛田理事長）という。

今後の方向性としては福祉理容制度、TOKYOケア理容師認定制度に続いて、第3弾としてより高度化されたケア理容師の育成、ケア理容師を育成する指導者の育成、社会への周知、を挙げている。

飛田理事長は「利用者である高齢者の皆様に安全・安心、信頼していただくために行政の力も必要ですし、我々の広報活動も必要だと考えている。高齢者への衛生サービスも充実させたい。クリーニングなど他のサービスも同様だが、ひとつの業種に限らず、今後、高齢者に向けた総合的なプロジェクトが求められる。店舗のバリアフリー化について法律でまだ整っていない面もあり残念だが、現場の状況を理解していただき、利用者にとって便利で安心できるサービスを提供していきたい」と話している。

東京都理容生活衛生同業組合

電話 03・3954・8291

寝たきり老人理髪、美容カットサービス・寝たきり老人等理美容サービス事業

長い地道な活動で意識培う

理容／石川県

◇寝たきり老人理髪・美容カットサービス

- ①事業主体 石川県理容生活衛生同業組合 金沢支部
②対象地域 金沢市
③実施開始年 昭和63年ごろ

◇寝たきり老人等理美容サービス事業

- ①事業主体 石川県理容生活衛生同業組合 能登支部、輪島、門前両地区組合員
②対象地域 輪島市
③実施開始年 平成10年

◆寝たきり老人理髪、美容カットサービス

石川県理容生活衛生同業組合金沢支部（組合員370人）は現在、石川県美容業生活衛生同業組合金沢支部とともに、それぞれ金沢市と契約を結んで、寝たきりのお年寄りの「理髪・美容カットサービス」事業を行っている。市と契約しての取り組みは約20年前からだが、理容サービス事業そのものは、さらに10年ほど前からスタートしており、支部関係者らも「長いサービス事業の流れの中で、組合員の福祉活動に対する意識が定着してきた」と口をそろえる。

長田実支部長（県組合副理事長・総務部長）によると、理容サービスのきっかけは、県と金沢市などの市町村側から、県組合に対して「寝たきりのお年寄りや体の不自由な人の理容サービスを、福祉事業としてやってもらえないか」と要請があったことから。関係者の間での協議で問題になったのは、理容サービス従事中に不測の事故が起きた場合、どこが責任を持っ

て対処するかという点で、結局、危険を伴う顔そりをはずしてカットだけを行うことで決着し、金沢市などで事業がスタートした。

しかし、活動が定着した昭和63年ごろになって県が事業から降り、引き続き市町村と組合との間で続けることになり、この時にも事故と責任の所在をめぐって意見が交わされ、それまでと同じく顔そりをせず、カットを中心にすることで折り合いがついた。

金沢市でのサービス事業は、毎年度、市と支部が契約を更新して展開されている。サービスの対象者は、寝たきり、または重度の認知症のおおむね65歳以上の人。利用申請に基づき、市から年2枚の「理容・美容カットサービス券」が支給され、サービスを受けたい時に家族が直接各組合員にサービスに出向いてくれるように頼む。どこの組合員に依頼していいかわからず、県組合に頼んでくるケースもあり、その場合は北村美智代支部事業部長（県組合女性部長）が利用者の所在地近辺などの組合員に出動を頼んでいる。

理容サービスの依頼が入ると、組合員は地図などで利用者宅を調べて出掛け、家族の協力も得ながら理容サービスに当たっている。サービス活動は定休日を中心だが、中には「デイサービスで風呂に入る前に」などと、日時を指定して依頼して来るケースもあり、「店の仕事に多少支障が出て、希望に沿うようにしている」（北村部長）という。

サービス活動に対しては、1回当たり消費

平成19年度		金沢市寝たきり老人	
理髪・美容カットサービス利用券			
利用番号	第43-000074号		
有効期限	平成20年3月15日まで		
発行年月日	平成19年6月5日		
発行者	金沢市長 山出 保		
取扱い店名	金沢市立病院		
利用年月日	平成19年12月30日		
取扱い店名	金沢市立病院		
店欄	(住所・代表者)		

金沢市が発行した寝たきり老人用「理髪・美容カットサービス利用券」



寝たきりのお年寄りへの理容サービスについて意見を交わす(左から)県理容業組合金沢支部の北村事業部長、長田金沢支部長、横地輪島地区部長

税込みで4,200円がサービス料として市から支払われることになっており、サービス活動に携わった組合員が利用者から受け取ったサービス利用券を、北村部長が3か月ごとにまとめて市に一括請求し、入金があると支部を通じて組合員に届けている。市の長寿福祉課によると、平成18年度のサービス利用は理容を中心に408件で、ここ数年、ほぼ横ばいに推移してきているという。支部側では、「利用者はとても喜んでくれているし、年2回というのは少ない気がする」(長田支部長)としている。

◆寝たきり老人等理美容サービス事業

一方、輪島市での「寝たきり老人等理美容サービス事業」は、県組合としての事業ではなく、組合能登支部輪島地区と、平成18年2月の輪島市と旧門前町との合併に伴って加わった組合能登支部門前地区に所属する組合員(54人)が、個々に市と契約する形で進められている。

お年寄りや体に障害のある人で、病気や障害で理容店などへ出向くことが困難な場合に、要請に応じて理容師を派遣するもので、10年前に、市が持ちかけてきたのが始まり。それから合併するまでは、組合輪島地区が市と利用者の間に入り、市にサービス依頼があった際の派遣組合員の振り分けや市へのサービス料の請求などに当たってきた。横地森若・輪島地区部長(県理容美容専門学校理事)によると、利用者

の間には「以前に通っていた組合員のサービスを受けたい」という声があったことなどから、合併を機に市が利用希望者に対して、これまでどこの店を利用していたかを尋ね、それに基づき市がそれぞれの組合員とサービス契約を結び、派遣を要請する形にした。

利用出来るサービス回数は合併後に、それまでの年2回から4回にまで増やされた。理髪サービス内容は、頭髮のカットと顔そりになっているが、顔そりについてはあくまで危険を伴わない範囲内で行うことにしている。

サービス活動に従事したときには、利用者から交通費として500円、市から税込みで3,500円が支払われる。横地地区部長によると、年間の利用者は10人台だが、輪島市の場合は山間地など道路事情が悪く、積雪期に20キロも30キロも離れた利用者宅へ出掛けなければならないケースがあり、市に対して傷害保険などの措置を申し入れたこともあるが、認められないまま今日に至っている。

金沢支部を中心に地道に続けられてきたこの理容サービスは、福祉事業の広がりとともに、関係施設から注目されるようになり、デイサービス施設やケアセンターなどから、組合に対して組合員の派遣を要請してくるケースが増えている。

組合にとって大きな悩みは後継者不足。横地地区部長によると、輪島市では平成19年3月の能登沖地震の後、3人の組合員が後継ぎのいないことを理由に廃業した。かつては1,300人以上いた県組合の組合員数も19年度当初で1,005人にまで減少している。「優しさ、美しさ、そして心身の安らぎを、お客様と共に喜び合う仕事であり、人間らしい生活の豊かさの一端を担っている」(松岡武義県組合理事長)という組合は、後継者確保に努めながら「理容の中にとじこもらず、どんどん社会参加していきたい」(長田支部長)と将来を見据えている。

石川県理容生活衛生同業組合

電話 076・232・2362

高齢者訪問理容サービス事業

要介護者宅や施設、病院にも出張

理容／三重県

①事業主体 三重県理容生活衛生同業組合

②対象地域 県下全域

③実施開始年 平成15年

三重県理容生活衛生同業組合（片山正勝理事長、組合員1,587人）は、要介護の高齢者たちへの訪問理容サービスに力を入れている。

同組合副理事長で、久居・一志支部長の藤井昭一さんによれば、訪問サービスのスタートは地区によってまちまちだが、早いところでは平成15年から。「訪問理容に国の補助金が出ることになったとの連絡があり、三重県の組合としてぜひ立ち上げたい、と動き始めました」。

サービスは県内の各支部がそれぞれの市町村と連携して行うことになり、各支部が市町村と協議。藤井副理事長もパンフレットや説明書を手に、当時（町村合併前）の管内6市町村の福祉課などを訪ね、訪問理容の必要性や実施の方法を説明して回った。市町村側も趣旨をよく理解し、快く同意してくれたという。

「当時、県内には22支部があり、そのうち17～18支部が訪問理容に取り組むことになったと思います」。開始に当たっては、各支部持ち

回りで1日4時間ほど組合員への介護講習を実施。多くの組合員が専門家の指導で、寝たきりのお年寄りを抱き起こしたり、車いすに乗せたりの実技を学んだ。また県組合ではこのサービスのため、ホームヘルパーの資格を取得することも推奨した。

訪問サービスは、理容のほか美容組合による美容も一緒に行われ、サービスの内容は地域によって多少ばらつきがある。久居・一志支部を例にとると、対象は要介護4～5級に認定された人で、年に1人が4回利用でき、市から1回につき1,500円の補助が出る。補助は交通費名目で、カット代などは自己負担。

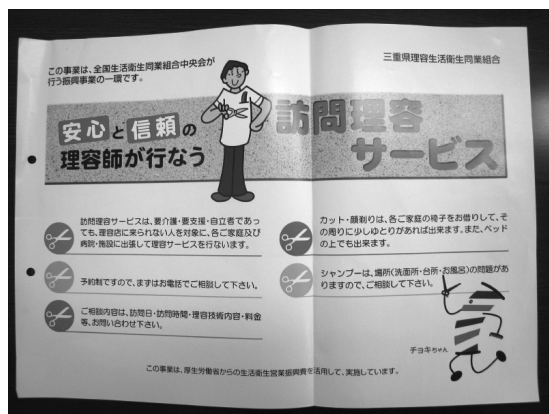
サービスを希望する人は、案内チラシに記載された登録組合員名簿を見て最寄りの理容店へ電話して依頼し、日時を調整する。支部へは市から事前に「依頼があったらよろしく」と要介護4～5級になった人の氏名などが通知されてくる。同支部の登録店舗は約60軒。

訪問後は各理容店の利用者名や日時をブロックごとにまとめ、支部が一括して市町村へ補助金を請求する仕組み。他の地区も対象は要介護4～5級の人で、補助額は1回につき1,500円から1,000円、回数は年4～6回といったところだ。

対象者には寝たきりのお年寄りも多く、訪問サービスの際は家族やヘルパーさんたちに付き添ってもらうのが原則。藤井さんは「家族の人に抱き起こしてもらい、カットして、髪をぬらして拭き、ドライヤーで乾かします。終わっ



訪問理容サービスについて説明する藤井昭一副理事長



利用を呼びかけるチラシ

てサッパリした、ありがとうといわれると、やはりうれしいですね」と話す。

同支部ではこの訪問サービスのほか、地域の知的障害者施設や病院への出張理容サービスも続けている。

知的障害者施設の場合、支部と施設で覚書を交わし、週に2日間（月、火曜日）、1日に1人か2人の理容師を派遣する。お客様は1日に10人前後。料金はカットと襟そり、洗髪の場合で2,000円と低めに抑えている。一方、やはり地域内にある大学病院の付属リハビリ病棟にも毎週1回（月曜）、担当の理容師が交代で訪れ、入院患者の散髪に当たる。支部と大学で契約書を交わし、こちらも料金は低め。

「施設や病院への出張は大変ですけど、だれかがやらないと、ということで始めました。週休2日制を利用して実施しているので、組合員としては休日の活用にもなっていると思います」と藤井副理事長は話す。

現在、自治体と契約を結んで訪問理容を行っているのは20支部のうち10支部ほど。このほか県内では、名張支部が市立病院と覚書を結んで訪問理容を行っており、組合員が個々に病院や施設と契約を交わし出張理容をしているケースも多いという。

組合員の熱意からスタートした訪問理容サービスだが、今後の課題は、なんとといっても

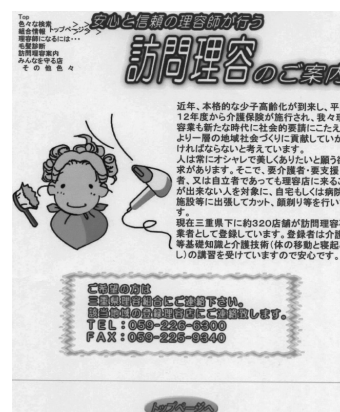
利用者をもっと増やすことだ。「久居・一志支部の場合も利用者が非常に少ない。PR不足もあろうが、他人にあまり家の事情を知られたくないということもあるのでしょうか」と藤井副理事長。

「今は寝込んでいる人も、かつては店に来てくれたお客様。老後もできるだけことはしてあげたいというのが組合員の気持ち。それだけに、もっと多くの人に利用してもらいたい」と願っている。

同組合のホームページを開くと「訪問理容のご案内」として、訪問サービスが次のように紹介されている。

『近年、本格的な少子高齢化社会が到来し、平成12年度から介護保険が施行され、我々理容業も新たな時代の社会的要請にこたえ、より一層の地域社会づくりに貢献していかなければならないと考えています。人は常にオシャレで美しくありたいと願う欲求があります……』

人は年齢を重ねてもオシャレでありたいと思うし、それがまた若さを保つ秘訣でもある。その手助けになればと始まった訪問理容サービス。藤井副理事長も「いま、団塊世代の人が次々に定年を迎え、日本はますます高齢化社会になっていきます。こんな時代だけに、高齢者福祉は一層、重要だと思う。これからもこのサービスを続けていきたい」と話していた。



訪問サービスの利用を呼びかける組合のホームページ

三重県理容生活衛生同業組合

電話 059・226・6300

寝たきり高齢者及び重度障害者に対する訪問理容サービス事業

業界の未来見据え、NPO立ち上げ

理容／大阪府

- ①事業主体 大阪府理容生活衛生同業組合
- ②対象地域 府内全域
- ③実施開始年 昭和52年

府理容組合では昭和52年から、寝たきりのお年寄りを中心とした訪問理容サービスに取り組んでいる。高齢や障害を理由にお客様の足が遠のきだしたことに對し、業界自体が手助けをしていかなければという声が高まってきたことが背景にあった。営業面での危機意識も働いたが、何より、これまで通ってくれていた方が健康上の問題で来られなくなった、それに対して地域の一員として何かできないか——そんな思いが勝ったのだという。

その意味で、組織立っての動きというより、日ごろ地域のお客様と接している組合員が自発的に動いた、といった方が正しいだろう。当初は大阪市の住之江支部のみでの取り組みで、組合の有志でグループを作り、月に一度、訪問希望者宅へ出向く形をとっていた。

仕組みとしては、区を通じて民生委員に協力を呼びかけ、利用希望者のリストを作成してもらう。寝たきりに限らず、障害や病気のため外

出が困難という高齢者まで含むのも特徴だ。本人負担は1,500円を限度とし、残りの施術料は、交通費も含めて支部が協力店に3,000円を補助することとした。

初年度、1回に38人だった利用者は翌年48人、その次の年には59人と順調に増えていき、ニーズの高さがあらためて確認された。その後、利用者数は1回60人前後で推移し、組合員の協力もスタート時の10人から倍に増加。サービスを手がける地区も府内57支部中25支部へと広がっていった。

転機が訪れたのは平成12年、介護保険制度が施行された年だった。事業に対して自治体から補助を受けられることになり、併せて事業が「高齢者訪問理美容サービス」と「寝たきり理容訪問サービス」の2つに分かれたのだ。

前者は要介護度4、5級のお年寄り宅を訪問する際、自治体から交通費が支給される。大阪市の場合は1回2,000円だ。実施回数は年4回である。

後者は在宅または施設にいる寝たきりのお年寄りが対象。実施回数は年2回のみだが、利用者負担のない無償奉仕だ。組合ではNPO「大阪市福祉理美容応援団」（森田勝理事長）を立ち上げ、組合支部を通じて奉仕参加者に交通費3,000円を補助している。府内57支部で活動しており、うち13支部については、寝たきりの高齢者宅を訪問した場合に限り1回1,000～3,000円が各自治体からも交通費として支給されている。



大阪市内の老人ホームでの出張理容の様子。毎回30人ほどの利用があるという



組合主催で開いたホームヘルパー２級
養成講座には、多数の理容師が参加した

NPOを組織したのは、事業の分割に伴って利用者の線引きが行われたことも一因だったという。従来、要介護度の等級に関係なく訪問理容を行っていたのが、4、5級に限ったことで対象者が減ったのだという。大阪市の予想では、人口約250万人のうち該当するお年寄りは1万3,000人ほど。しかも在宅者が対象のため、その人数は50人ほどにまで絞られてしまう。このため組合では、範囲を広げてもらうことを検討しているという。

では、NPOとしての事業で補ってはいけまいかという、それも簡単にはいかないのだという。長引く景気の低迷、最近の原油高に伴う燃料費の高騰など、組合財政も潤沢ではない。市内の遊戯組合と木材組合から援助を受けて何とか継続しているが、他の企業等に協力を募ろうにも、この不況下で色よい返事がもらえないのだという。

さらに悩ましいのは、組合員の店との兼ね合い。訪問理容を希望する高齢者は少ないが、何とか通える人まで訪問すれば、地域の店が対応に困ってしまう。そもそも無料奉仕を年2回としたのも、業界に配慮した面もあるという。

福祉と業界振興の間で難しい舵取りを求められている組合だが、高齢者や障害を持つ方に利用してもらいやすい店づくりを進めなければ未来はないとの思いは固い。

「NPOにしたのは、いずれは送迎サービス

をやっていききたいからです。寝たきりの方は難しいですが、車いすを利用される方なら、バリアフリー店舗にすれば来ていただける」と府理容生活衛生同業組合の森田副理事長。奉仕参加者の中には店の休業日を使って時間をやりくりしている組合員も少なくないが、来店してもらえるようになれば営業時間を有効に活用できる。

店をバリアフリー化するに当たっては、専用トイレの設置が不可欠。施術ブース1つ分のスペースが必要なため、なかなか改装に踏み切れないのが実情だ。「待っていればお客様が来てくださる。今はそうかもしれませんが、これからもそうなのか。まだまだ業界自身、真剣度が足りない」と森田副理事長はあえて苦言を呈し、奮起を促す。

今、最も力を入れているのは理容師への啓発・教育活動だ。身体介護の必要な高齢者に安心して訪問理容を受けてもらえるよう、ホームヘルパー２級の養成講座を主催。通常9万円前後かかる受講料を6万4,000円と抑えたこともあり、多くの理容師の参加を得られた。全国理容生活衛生同業組合連合会が進めている「ケア理容師」講習にも並行して取り組む。今後は送迎サービス開始をにらみ、安全面に留意しながら、歩行や車いすの介助を行う「ガイドヘルパー」の資格取得についても検討する。

もともと府の理容業界は福祉に関心が高く、全国の組合でただ1か所、空き缶のプルトップを回収、その収益で車いすを購入して府内の福祉施設に寄付する活動を続けている。店で対応する以上に細かな配慮が必要な訪問理容についても、若手の腕を磨かせ、心の教育にもなると好意的な声が増えてきている。前途は決して暗くはないようだ。

今後は、介護保険サービスの対象となっている入浴、洗髪に、散髪も加えてもらえるよう国に働きかけたいと森田副理事長は話している。

大阪府理容生活衛生同業組合

電話 06・6358・0071

福祉部の設置とネットワーク化事業

継続してこそ福祉 次代へ託す熱意

理容／奈良県

- ①事業主体 奈良県理容生活衛生同業組合
- ②対象地域 県下全域
- ③実施開始年 平成2年

奈良県理容生活衛生同業組合の奈良支部長だった明田信夫さんが、支部に福祉部を設置したのは平成元年。平成2年に県組合の総務部長に就任すると、県組合と県内13支部全てにも福祉部を設け、市町村福祉関係部署とのネットワーク化に着手した。

今でこそ全国の理容組合でも設置が進み、珍しくなくなった福祉部だが、当時としては先駆的。その目的は、病気やけがなどを理由に理容店へ通えない高齢者、障害者のための訪問理容サービスの促進だった。

奈良支部の場合を例に挙げると、まず在宅の高齢者や障害者が市の窓口で訪問理容申請書を提出。市では介護福祉課が認定の可否を審査し、認定が下りれば申請者に理髪券とともに通知書を送る。訪問理容業務は県組合奈良支部に委託され、支部が加盟の理髪店に照会、訪問理容師を決定する。利用者の自己負担額は1回2,000円。サービスは年6回まで受けることができ、一度認定されると翌年度以降も自動的に

更新される。

県組合は全組合員にポスターを、行政・福祉関係機関にはパンフレットをそれぞれ配布してサービス周知に努めており、現在、10支部で訪問理容サービスの委託を受けている。県組合に専門の相談窓口があることも、スムーズなサービス拡充に一役買っている。現在、福祉部員の数は県全体で200人を数え、最多の奈良支部には60人がいる。同支部の組合加盟店数が130軒なので、決して低い数字ではないだろう。しかもこれら部員の約半数が介護の知識を学び、研修も受けた「ケア理容師」の資格を持っており、在宅でも理容店と同等のサービスを安心して受けられると、利用者に喜ばれている。

福祉理容のうねりが奈良で早くから起きた理由。それを探ると、昭和45年に立ち上げられた、ささやかな奉仕活動に行き着く。「わかくさ理容クラブ」。明田部長が仲間3人と始め、今も奈良市で地道に活動を続けているボランティアグループだ。

「最初に声を上げたのが誰だったか、何がきっかけになったのかは忘れました。ですが、地域でともに暮らしながら理容店に通えない方がいる。同じ地域住民として、プロとして、できることを始めようと考えたんですな」と明田部長は振り返る。そうして始めたのが、養護学校や授産施設を訪問し、カットや顔そりなどを行う無償奉仕。当時は今ほど地域の高齢化が問題になっていなかったの、対象は障害を持つ方のみだった。



福祉理容の周知を図るポスターを手にする明田部長



「わかくさ理容クラブ」
メンバーによる訪問理容

子どもが相手の場合、知らない人に散髪されることを怖がって不意に体を動かしたりすることもあるので、高い技術力に加え細心の注意が必要だ。体が不自由な方だと、介助を含めて2、3人で理髪に当たることも多い。店の休業日を充ててまでと、楽ではない活動が続けてこられたのは、必要とされていることへの喜びと誇りだった。『『ありがとう、次はいつ来てくれるの?』と、満面の笑みで言われる。お金では得られない信頼関係を築けるのがうれしくて』と明田部長。趣旨に賛同する同業者も増え、多いときには20人で施設を訪問、一度に大勢の方の散髪を行えるようになった。

やがて高齢化問題がクローズアップされ、奉仕の対象はお年寄りにも広がった。施設のみならず自宅を訪問することも増え、ニーズの高さが改めて浮き彫りになった。期待される活動だけに、サービスの質を確保し、継続していかなければならない。そう確信した明田部長は、「会員は資格取得後5年以上の経験を有する理容師」などとする規約を作って組織固めを図り、さらには奈良市ボランティア連絡協議会の立ち上げにも奔走した。こうした活動が、今の福祉部創設へとつながっていったのだった。

行政委託による訪問理容サービスが軌道に乗ってからは、クラブは市社会福祉協議会と連携し、施設訪問に特化して活動が続けている。会員は設立当初からの6人を含め15人。50歳代が中心で、後継者の育成と確保の問題が浮上してきた。

「福祉部で行っている訪問理容にも言えることですが、若手の参加をどう促していくかがこれからの課題です」と明田部長は話す。体力的にきつく、利益を考えていてはできない活動。加えて、財政の厳しい折、自治体の助成が減ってきていることも気がかりだ。

奈良支部に福祉部を設置した当初は、バブル経済の恩恵もあって市から年間20万円の補助があったそう。交通費や理容器具の購入、タオルなどのクリーニング代を賄え、弁当代に充てる余裕もあった。今では3分の1ほどに減額され、県組合自体も必要経費を賄うのにやっと。活動の拡充に向けた支部への給付はできない状態だという。組合では平成20年3月、福祉部の全体会議を開いて各支部の活動実態を調査。行政への働きかけを再検討し、ネットワークの立て直しと拡充に一段の努力を傾けることにしている。

県内では組織の活動とは別に、地域の実情に応じて個人やグループで訪問理容を行っている組合員も少なからずいるそう。高齢化が進み、地域の介護力が問われる今、福祉理容のニーズは高まりこそすれ、低下することはないだろう。理髪してもらうことで高齢者たちに外出意欲がわき、介護予防にも役立つのではと注目する福祉機関も増えている。無償で行っている訪問理容に対し、有償で続けてほしいという病院や介護施設が出始めたのもその表れだ。

必要とされるサービスを今後も安定して継続していくためには、福祉部のNPO法人化しかなないと明田部長は考えている。実は必要な書類もほぼ用意できているそうだが、後継者の確保に道筋をつけるまではと、拙速を避けているとのこと。若手の関心を高めるために、研修や教育の機会をどう設けていくか。「一番の課題。なかなか難しいですよ」と言いつつ笑ってみせる顔に、同業者への信頼が見てとれた。

奈良県理容生活衛生同業組合

電話 0742・22・2780

訪問理容「^{きびと}吉備人」

恩返しの思いで始まった訪問理容

理容／岡山県

- ①事業主体 岡山県理容生活衛生同業組合 岡山ブロック
(岡山中央支部、岡山岡北支部、岡山東支部)と西大寺支部
- ②対象地域 岡山市内
- ③実施開始年 平成9年

寝たきりになり、家から外出できない状況になっても、身なりはきちんとしておきたいという高齢者の方は少なくない。髪に関しても、「できればプロの理容師に訪問調髪をしてほしい」というニーズがある。「高齢化社会が進むにつれて、このような訪問理容への要望は高まりつつある」と岡山県理容生活衛生同業組合の中原一郎理事長は言う。実際、県理容組合に訪問理容に関する問い合わせがくることも珍しくないそうだ。

しかし、訪問理容にはいくつかの問題点がある。まず、理容業の多くが個人経営であるため、人員的な余裕がない。そのため、営業時間中に理容師が訪問することになれば、店の営業を一旦中止せざるを得なくなるのだ。これでは経営に大きな支障が生じるので、訪問するとすれば定休日だけという制限が生まれる。もちろん料金の問題も大きい。理容行為は介護保険の対象外。正規の調髪料に交通費などをプラスする

と、利用者の負担はとても大きいものになる。なんらかの制度的なバックアップがない場合、これを全額利用者が負担することになるが、現実的には難しい。結果、多くの寝たきり老人の方が、家族などプロではない人の手によって調髪されているのが現状だ。

この状況に一石を投じたのが、「吉備人」の働きだ。吉備人は、平成9年より活動している岡山ブロック（岡山中央支部、岡山岡北支部、岡山東支部）と西大寺支部の計4支部による組織で、岡山市の助成のもと、家から外出することができない高齢者に対する訪問調髪サービスを展開している。すでに10年以上の実績があり、岡山県内では高齢者サービスのモデルケースといえる存在だ。

吉備人の代表であり、発案者でもある理容師の三村友江さんによると、活動のきっかけは「恩返しだった」という。昔からの常連客が年を取り、外出できなくなった方が増え始め、三村さんの中で「長い間理容業界を支えてくれた高齢者の方へ恩返しをしたい」という気持ちが強くなっていた平成8年頃。三村さんを含む3人の理容師が、ボランティア的な取り組みとして訪問による調髪を思いついた。ところが、ここで予想もしていない事態が起こる。この発想に多くの方が共感し、岡山市役所の職員などの協力もあり、その輪が急速に広がっていったのだ。平成8年の秋から制度化への話し合いが行われ、平成9年の春より、岡山市の助成金を得てこの「吉備人」のサービスが開始されること



「吉備人」の訪問理容の様子。調髪しているのは代表の三村さん。



岡山県理容生活衛生同業
組合理事長の中原一郎氏

になった。

サービスは岡山市在住で65歳以上の寝たきり老人が対象で、1人年間6回まで利用可能。対象になっている方が吉備人に連絡を入れると、吉備人に参加している理容師の中からその方の近所の人が選ばれ、店の定休日に訪問して調髪するという流れだ。1回の調髪料は4,500円（交通費などは不要）。うち1,500円を岡山市が負担、1,500円を利用者が負担、残りの1,500円を訪問した理容師が負担（理容師の心の提供）するシステムになっている。

訪問した理容師も1,500円を負担するというこのユニークな料金に、三村さんたちの精神が反映されている。恩返しの思いがきっかけだったために、当初は店の定休日に無料で訪問調髪することを考えていたという。しかし、このサービスを持続させ、また活動の輪を大きくしていくためには、いくらかの料金を発生させたほうがよいというアドバイスがあり、また利用される高齢者の方からも「さすがに無料では頼みづらい」という感想があったため、料金を取ることになったのだ。その値段が訪問料を含む料金4,500円。しかし、やはりその一部を理容師側が負担したいという強い思いから、1,500円を理容師側が提供する現在のシステムが生まれた。それだけでなく、吉備人のメンバーは、自分でお金を出してケア理容師の講習

会に参加し、少しでも高齢者の方が気持ちよく調髪できるように努力している人が多い。

しかし、この吉備人にも悩みがある。後継者の問題だ。吉備人の活動が開始された当初、参加していた理容師は80人ほどいたそうだが、現在は50人前後まで落ち込んでいる。参加している理容師も年をとり、仕事を引退した方が多いのが主な理由だ。若い方が新しく活動に参加していけば、その穴を埋められるわけだが、新規の参加者は多くない。

「吉備人のことをよく知らないというのが一番の原因ではないか」と三村さんという。理容師の中でも訪問理容の活動を知らない人がいる。寝たきりの高齢者の思い、訪問理容の意義などをもっと告知していけば、吉備人の趣旨に賛同する理容師がもっと増えると三村さんは考えている。活動開始から11年が経過し、初期のメンバーは年をとってきている。早く次の世代にバトンを渡し、活動を活性化させつつ継続させたいというのが、現在の三村さんの願いだ。

もちろん中原理事長をはじめとする組合でも、訪問理容の活動やケア理容師の知名度の低さに問題意識をもっている。実践的な技術が学べるケア理容師の研修を組合員に案内し、ケア理容師の店舗表示用ステッカーも用意しているが、一般の方には「ケア理容師」というものが何かわからない人がまだまだ多い。こういう制度の告知や啓蒙活動が盛んになれば、「ケア理容師の方に調髪してもらいたい」と考える人も、「私もケア理容師になりたい」と考える人も増える。高齢者のための理容をより広げるために、岡山県理容生活衛生同業組合では今後も「知名度不足」を解消するための活動に取り組んでいく。

岡山県理容生活衛生同業組合

電話 086・225・3071

「理容ボランティアの日」の全国展開にむけて

組織だからできる福祉理容

理容／愛媛県

- ①事業主体 愛媛県理容生活衛生同業組合
- ②対象地域 県下全域、松山市、西条市、新居浜市
- ③実施開始年 平成4年

理容業の高齢者サービスというと、ボランティア的な意味合いがあるため、有志による活動が大半で、組織としては動きづらいという現状がある。しかし、愛媛県理容生活衛生同業組合の理事長である大森利夫さんは、組織の利点を最大限に生かして、高齢者サービスを実現している。

◆銀の店 まつやま

組合が高齢者サービスに乗り出したきっかけは、平成元年に厚生省（当時）から出された「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン10か年戦略）」であった。このプランに組合としても何らかの形で協力できないか、ということで松山市に話をもちかけ、平成4年より福祉理容のサービスがスタートしたのだ。これは「銀の店 まつやま」という名称で実施されており、65歳以上の寝たきりの方が対象で、年4回まで訪問理容料金5,300円（1回／平成19年度料金）を市が負担するというもの。サービスの対象になる方の家に市から配られる「理容

券」をお金の代わりに理容師に手渡す明快な仕組みで、市側の事務作業を軽減する意味もあって、使用された理容券は組合が一括して現金化している。

この福祉理容サービスは、利用料金や利用条件などを毎年協議、変更しながら現在まで続いているが、好評の秘訣は全店参加という点にある。組合に所属する松山市全支部（松山支部・城北支部・西支部）の理容店がこのサービスに協力しており、利用者が自由に理髪店を指定できるのだ。全店参加は、当初より大森理事長が一番こだわった点で、その理由は「高齢者は、知らない人に髪を切ってもらうよりも、長い間自分の髪を切ってくれていたいつもの人に来てもらいたい」からという。

「理容師が病気などで訪問できない場合はどうするか」という問題はあるが、万が一の場合は他店でフォローするなど、組合の組織力で責任を持って対応。理容店の加盟率が非常に高い組合なので、サービス利用可能店に関する混乱が少ないのもメリットで、さらなる配慮として、加盟店に「銀の店 まつやま」というステッカーを貼ることで、高齢者の方やその身内の方が店を指定しやすい仕組みづくりも行っている。

この松山市での福祉理容を参考にして、現在愛媛県内では西条市、新居浜市でも同様のサービスを実施している。西条市（西条支部・周桑支部）では要介護3～5級の方を対象に、年4回まで訪問理容が受けられるサービスを実施しており、1回あたりの理髪料3,000円を市



全国理容連合会と愛媛県組合の両理事長を兼任する大森利夫さん



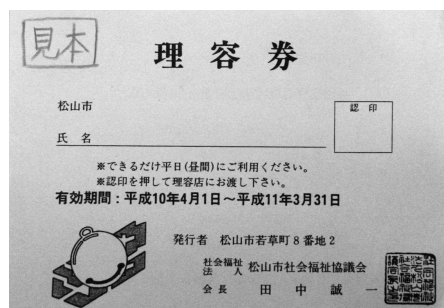
「銀の店 まつやま」
であるステッカー 参加店の証

が負担。新居浜市（東新支部・新居浜支部）では65歳以上の寝たきりの方を対象に、年2回まで訪問理容が受けられるサービスを実施しており、1回あたりの理髪料4,500円を市が負担している。松山市のケースと同様、年度によって理髪料等の見直しはあるが、組合が全面的に協力することによって愛媛県内に訪問理容のサービスが広がっている。

◆理容ボランティアの日

また、訪問理容以外にも組合で取り組んでいる福祉サービスがある。それが毎年9月第2月曜日に県内全支部で実施している「理容ボランティアの日」だ。平成16年からスタートさせた事業で、県内にある14支部がそれぞれ計画して、全加盟店によるボランティア活動を行うというもの。老人福祉施設や寝たきり老人宅、乳児院などへ出向いての理容サービスのほか、公園などのクリーン美化活動なども行っている。理容店による一斉奉仕ということでマスコミにも取り上げられ、大きな話題にもなっている。

愛媛県だけでなく、全国理容生活衛生同業組



サービス対象者に
配布される理容券

合連合会の理事長も兼任している大森さんは、この活動の全国展開を計画中だ。大森理事長によると、そもそも理容業は昔から「理容奉仕」と呼ばれ、その仕事に奉仕精神が脈々と根付いているという。理事長も見習い時代、老人ホームに理容奉仕に行っていたそうで、阪神大震災の時に、愛媛県でボランティア理容団を結成して奉仕に行った実績がある。全国理容生活衛生同業組合連合会の理事長に就任してからも、昨年の中越沖地震や能登半島地震の際に被災地にいち早く赴いて様々な対応を行っている。

「理容ボランティアの日」を全国展開するという目的のひとつは、あまり知られていない理容業の奉仕精神を知ってもらうという意味もあるのだ。すでに理事会の承認済みで、問題がなければ平成20年9月、全国一斉に「理容ボランティアの日」が実施される。

個人での活動が多く、組織として動きにくい福祉サービス。大森理事長は、それをすべて組織としてまとめあげて実行している。これは理事長の強いリーダーシップがあつてのことと言えるが、理事長は「理容業という業種の中にある奉仕精神がすべての活動を支えている」という。初となる全国一斉の「理容ボランティアの日」をはじめ、理容業界の今後の動きに注目があつまりそうだ。



「理容ボランティアの日」は、業界紙にも大きく取り上げられた

愛媛県理容生活衛生同業組合

電話 089・923・5567